

問われる人工妊娠中絶の是非

李 裕美

0. はじめに

「胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその付属物を母体外に排出すること」というのが人工妊娠中絶の定義として母体保護法(優生保護法の一部を改正する法律 1996年施行)でいわれている。この人工妊娠中絶について私が興味を持ったのは、以前に、“もし今妊娠したとしたら、私は子を産むことができるのだろうか、それとも中絶せざるを得ないのだろうか”と、ふと考えてみたことがあり、そのふとした考えがきっかけで中絶について書いてみようかなと思ったのである。今の、大学生という立場で子供を産むかどうかについての決定を容易に決めることはできない。もし産むとしたら大学を休学するかやめるかしなくてはいいの。たとえば休学したとして、再び大学に戻っても、一体どうやって子供の面倒をみていけばいいの。この一人暮らしという現状で・・・(親と一緒に住んでいるのなら、大学へ行っている間母親に面倒をみてもらうこともできるのだが)中絶は一概に“いい”“わるい”とは言えない。考えれば考えるほどどんどん溝にはまっていくような問題である。「産まれる権利か」「産まない権利か」、中絶は殺人か、そうではないのか。様々な議論が繰り広げられている。中絶に関して、法律では妊娠22週目までは中絶可能であり堕胎罪には問われない。けれどもその決められた週から一日でも過ぎて中絶すればそれは堕胎罪となるのである。その境界線の内側にいるときは胎児はモノとして捉えられ、その外側にいるときは胎児はヒトと捉えられているのであろうか。この境界線は事実判断なのであろうが、この線からこっちは生きる権利をもっているが、この線からそっちは生きる権利をもっていないというふうにヒトとヒトでないという区別をいとも簡単にしてしまっているのだろうか。もちろんこの境界線についても、中絶を認める法律上線を引かざるを得なかったということはよく分かるのだが。まずこの“線引き”について次章からみていくことにする。

1. 線引き問題

[1] 線引き

堕胎の道徳的正当性の問題に関して、多くの人々が支持していると思われるのは、受精後、胎児がある一定の発達段階に達するまでは堕胎が許され、それ以降は堕胎は許されないという考え方である。ではその一定の発達段階というのは具体的にいえばどこなのか。ここからこっちは堕胎O.K.でもここからそっちは堕胎NO.という境界線の問題が挙がってくる。これについては、着床時、ヒトらしい一定の形態学的構造をもった時点、胎動時(母親が最初に胎動を感じたとき)、生存可能性を得た時点(母親からの胎児の独立生存が可能になった時点)、など様々な基準が提示されている。これが線引き問題である。殺してよいものと殺してはならないものとを、人と人でないものとして区別している。というよりは区別するしかないのではないだろうか。例えば、両者が並存しているという事実を述べるのならば、“線引き”問題に対して答えを出すことはできないし、

また互いに相反する二つのものをもってきて答えを出せと言われれば、それはいくらでも答えを出すことができる。というのはこの場合私たちにとって都合のいい方を優先するからである。線を引く時も引かない時も、どんな線を引く時も、それは私たちの理由から引かれている。その人を殺してはならないと思うのも私たちであり、そうではないと思うのも私たちである。例えば“脳死”について考えてみると、人工呼吸器等を止めることに問題はないと判断するのは私たちであり、さらにその臓器を利用するのも私たちであり、そのように利用したいというのも私たちの都合である。他方で、脳死は死んでいないから人工呼吸を停止すべきではないと判断するのもやはり私たちである。がしかし私たちは利用し、殺す存在でありながら、と同時に利用し、殺すことをためらう存在であるというのは事実である。ではその二者の間のどこかに何か絶対的な境界線が引かれる(引くしかない)としたらそれはどのように引かれるのか。

[2] 同じであること

境界を設定する場合に、“人と同じであること”という発想が少なからず関係しているといえる。“同じこと”が私たちにとって何等かの意味をなしているのだろうか。その“同じこと”というのは、人との距離・関係の近さといったようなものではないだろうか。また他者との位置(例えば娘―父といったような親子関係)の違いが境界を設定するものに関係している。位置や関係によって判断が異なることがあるが、例えばペットを家族とみなしている場合など、その判断はいろいろあってもかまわない。他人の利害や価値観を侵害しない限り、対立は起こらず、許容されることになる。しかし、「線引き」が不可避な場合も確かにある。同一の存在の消去の是非を巡って相克が起こり、消去の禁止が問題になる場合である。殺す／殺さないことに関する、手を触れる／触れてならないことに関する社会的な決定が余儀ないものとなる時、それはどのように処理されるのだろうか。

[3] 人間／非人間という境界

私たちは生きていくために牛、鳥等、様々なものを仕方なく殺す、しかし人は殺してはならない範疇だとされる。ではなぜ人は優先されるのだろうか。少なくとも建て前としては誰であろうと人を殺すこと全般が認められていない。とすると人であること自体が特権化されるといえるだろう。快苦を基準にすれば、快苦の感覚をもっているだろう生物は救われることになるが、これは殺さない範疇をヒト以外に拡張していくというだけでなく、同時に縮小していくものである。縮小していくとき、「ヒト」の一部は除外されてしまう。(例えば植物人間など)それにしても、ともかくこのような説明が一定の説得力をもっているように思えるのは、それがヒトを特権化することに対する答えとして提出されているということである。人間の生命を尊重するのは、それが他の種の生物と異なり、例えば意識をもつ種だからというのである。

[4] はじまりという境界

人を特権的な存在として認めることから話を進めていく。では、人としての誕生を一体どの時期に置けばよいのだろうか。いつから胎児を人として認めるかという問題は、「生命倫理学」の最も大きな主題であったといえる。様々な基準を出すことは可能なのだが、絶対的な基準を設定すること

はできない。というのは、これは事実判断ではなく価値判断だからである。価値というのは人それぞれ十人十色である。が、しかし基準を決めなくてはいけない。そこでその基準を巡って、あらゆる議論が論じられてきたのだが、果たして常に一定の基準を決めることが良いことなのだろうか。例えば殺人とされる範囲を設定する場合は、社会が社会である限り、不可避なことだとしても、ここでののはじまりという線引き問題に関してはどうであろうか。一義的な決定というのは不可能なのではないだろうか。しかし、一義的な決定ができないから各自に任せよというのではない。また、価値判断であるから議論しても仕方がないというのでもない。現在では、「人間」を特徴づける属性の有無によって判断し、また、因果・連続のなかで徐々にそうした属性を備えていく過程と捉え、そしてその属性の設定がいろいろとあって、どの発達段階までくれば十分に私たちと同じであるかといった平面で議論が行われている。また別の議論形式として、判断される存在の属性についてではなく、判断する側の位置を問題にするといったようなものもある。例えば女性の自己決定権というのがそれに当たる。身体は私のものである、故に身体については、身体に起こることについては、その者に決定権があるというのである。では、つぎの章ではこの“線引き”について理論的に話を進めていこうと思う。

2. 線引き理論

[1]パーソン論

まずはじめに“パーソン論”からみていこうと思う。パーソン論とは、人工妊娠中絶や治療停止の場面において、生きるに値する人間と値しない人間(人間として生命の尊重に値するか否か)とを区別する際に、伝統的な西洋倫理学の人格理論を適用しようとする試みのことである。パーソン論の基本的発想は、「生物学的なヒトとしての人間」という概念と、「道徳的主体として生存する権利を持ったパーソン」という概念は、その身分が決定的に異なるということである。つまり、中絶問題に取り組む際にははじめから「胎児は生存する権利を持ったパーソンであるか」という道徳的レベルの問いを発しなければならないのである。

[2]トゥーリー論

このパーソン論は、1972年、M・トゥーリーの論文『人工妊娠中絶と嬰兒殺し』の中ではじめて主題的に取り扱われた。パーソン論を駆使して、嬰兒殺しまでをも正当かとするトゥーリーの論法は大きな反響をよび、人工妊娠中絶はこのパーソン論の出現をもって<トゥーリー以前>と<トゥーリー以後>に二分されたといっても過言ではない。<トゥーリー以前>では中絶論争にひとつの暗黙の前提があり、それは、ある段階の胎児が生物学的に見て人間と言えるかどうかを決定することによって中絶問題は解決されるというものだった。つまり、胎児の持つ生物学的な諸性質についての事実判断が中絶問題を解決するキーポイントだったのである。そこでトゥーリーはこの暗黙の前提そのものを疑問視し、本当に問題となるのは「道徳原理」についての意見の相違であるとした。中絶問題の本質は胎児が生物学的な人間であるか否かという事実判断にあるのではなく、胎児を殺すことが許されるか否か、胎児は生存する権利を持っているか否かという道徳的判断にあるとしたのである。このような視点をとるとき、ある人間が生物学的なホモサピエンスであるということ、その人間が生存する権利を持ったパーソンであるということは必ずしも両立しない。つまり「胎

児や植物状態の患者は、ホモサピエンスであるから従って生存する権利を持っている」とは一般的には言えないのである。では胎児はいつパーソンになるのであろうか。トゥーリーは「ある有機体は、諸経験とその他の心的状態の持続的主体としての自己の概念を持ち、そのような持続的実体は自分であると信じているときに限り、生存する重大な権利を持つ」と述べている。つまり、胎児がいつ自己の概念を持ち始め、自分がそのような持続的主体であると信じるようになる(自己意識要件)かを明らかにすればよいといっているのだが、ではその時期はいつかということに関してはトゥーリーはこの時点を確認には示していない。が、しかしつぎのように述べている。胎児だけではなく、生まれたばかりの赤ちゃんも持続的自己の概念を持っていないことは完全に明白であり、胎児は言うまでもなく生まれたばかりの嬰兒もパーソンではなく、従って生存する重大な権利を持っていない。よって人工妊娠中絶と嬰兒殺しは道徳的に許されるのである、と。トゥーリーの具体的なパーソン論についてみると、パーソン＝生存する権利＝自己意識要件、としているが、これについて、パーソン＝生存する権利についてはなぜ、人格概念が生存する権利と同定されるのかは説明していない。また、生存する権利＝自己意識要件については、ロックの人格概念(「自分自身を自分自身として捉えることのできる存在」「異なる時間と場所を通じて持続的継続する存在者」)を採用したのである。トゥーリーがロックの人格概念のみを採用したということは、トゥーリーの具体的なパーソン論が非常に狭い人格概念の上に立脚していることをも示している。

[3]パーソン論の限界

しかし、以上に述べたパーソン論には、広く捉えると三つの限界がある。その限界についてみると、その1. なぜ<パーソン>であることが<生存する権利>を持っていることと結び付くのかという問題に関してはほとんど説明していない。その2. パーソンの範囲が生物学的ヒトの範囲の内側に「不可避的」に設定されてしまうこと、そして自己意識を持っていない人間がパーソンである可能性について議論するための「枠組み」をパーソン論が所有していないことである。例えば植物状態の人についてだと、「概念思考のできる自己意識」を持っておらず、原初的な「自己意識」さえ持っていない(大脳部位の損傷等によって)ので、決してパーソンではなく、従って生存する権利を持っていないことになり、殺してもよいということになる。こういうふうに考えなければならないのは、パーソン概念は、西洋の伝統的人格理論を継承する限り、結局「自己意識」を持っていることが、パーソンの前提条件だからである。この意味で、自己意識を持たないものはすなわちパーソンではないのである。その3. トゥーリーは「胎児はパーソンではなく生存する権利を持っていないので殺してもよい」と主張するのに対し、タシュネとセードマンは「胎児が生存する権利を持っていないという事実は、胎児を殺すことが間違っていないということを、正当化しはしない」と主張している。つまり、胎児はパーソンではなく、従って生存する権利を持っていないということを認めたとしても、それは直ちに「胎児を殺してもよい」ということを導きはしないということである。

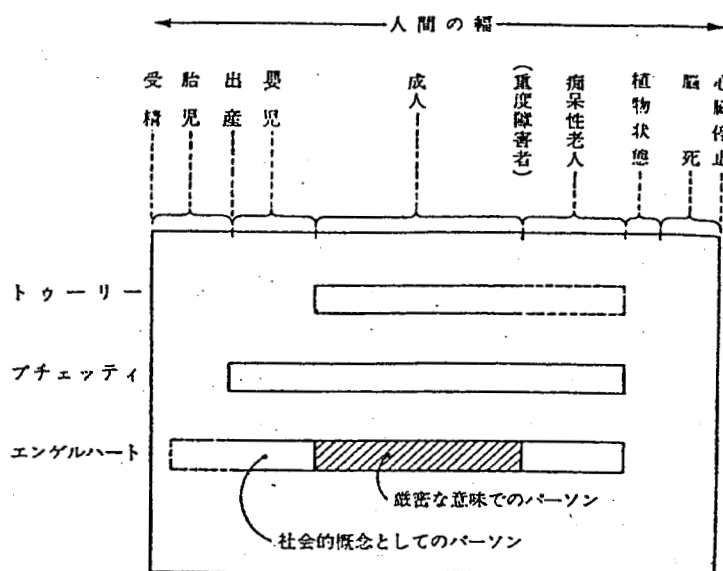
[4]エンゲルハート論

パーソン論の原理を継承し、パーソンの概念に「自己意識」「理性」「社会的相互関係」「役割」など、西洋倫理学の人格理論で議論される主要な要素をバランスよくとりいれている。そして、パーソンという概念をさらに二種類に分類する。それは、「厳密な意味でのパーソン」、つまり、自己意識を持ち、かつ理性的な行為者、と、「社会的概念あるいは役割としてのパーソン」である。後者は例えば、幼児などは厳密な意味でのパーソンではないが、母子関係などによって最小限の

社会的相互関係に参入可能であるので、この社会的概念としてのパーソンに属する。つまり、「厳密な意味でのパーソン」の効用の増加に寄与するか否かによって判断され、決定される。(厳密な意味でのパーソンの利益に貢献する限りにおいて、あたかも厳密な意味でのパーソンであるかのように扱う)そして、上で挙げたものにあてはまらないものを「非パーソン」とし、自己意識と理性とを備えた「厳密な意味でのパーソン」のグループが、他の二つのグループを管理しているとした。が、しかし、トゥーリーが見落とした点、なぜ人格概念が生存する権利と同等されるのかという点については一切説明していない。エンゲルハートの考えは、パーソン論の本質点とは無関係だが、厳しく批判しなければならない点がある。それは、批判その1:「狭い功利主義的発想」である。パーソンを「厳密な意味でのパーソン」と「社会的概念としてのパーソン」と分類することは仮に認めたとしても、それは、「社会的概念としてのパーソン」を「厳密な意味でのパーソン」の利益を増加させるための手段として使用してもよい、ということを行っているのではない。批判その2:「厳密な意味でのパーソン」が他の二つのグループを管理するという「管理主義的発想」をするのなら次の三つの問いに明確に答えなくては行けない。(1)「厳密な意味でのパーソン」と「社会的概念としてのパーソン」を区別する具体的基準は何? (2).(1)の基準によって「厳密な意味でのパーソン」のグループに入る資格を得る(失う)のは具体的に誰? (3).(1)の基準を作成するのは誰? ※その一つの候補としてIQがあるとされるのだが、IQだけで決めてしまうのは道徳的とは言えないだろう。

[5]ブチェティ論

パーソンを「それ自身の時間・空間的歴史を備えた特定の有機体」として捉える方法と「パーソンが経験してきた意識経験の全行呈」として捉える方法とを分けて考え、前者を迷信とし、後者の考えを採用した。それは意識経験が存在する者のみがパーソンなのだから、意識経験の基盤となる大脳皮質の機能及び他の若干の諸条件が満たされる出産後に人間はパーソンとなり、大脳皮質が完全に破壊される状態(例、植物状態)に陥ったときパーソンではなくなる。



by[森岡正博 1987]

以上に挙げてきたパーソン論は、「パーソンの原理」は評価するに値するが、「具体的なパーソン論を素直に、はい、そうですか、というふうに入受けるわけにはいかない。というのは、先にも述

べたようにパーソン論には限界があり、様々な難点を持っていて、誕生や死の場面で、ある存在者を殺す、あるいは死なせるという場合に、伝統的西洋の人格理論を性急に適用してそれを解決しようとする試みが無謀だからである。このことはまた、倫理的な具体的極限状況に対して、解決策を与えることができない伝統的西洋の人格理論の脆弱さをも表わしている。そこで、人格理論ではなく、他者理論を用いてことを解決の方向へともっていこうとしたのがソロモンである。

[6]ソロモン論

パーソン論を批判し、胎児に元来備わっている価値を想定するのではなく、自己意識や個人の価値は、社会的なネットワークの内部(胎児と胎児を取り巻く人々との関係性)においてのみ重要なものとなるという事実に注目せよとしている。つまり、私-他者の関係性に注目せよといっているのである。「私」に生じることと、「他者」に生じすることは根本的に質が違い、お互いに交換不可能であるという点で、それは独特の「非対称性」を持つ。つまり、他人を普遍的で客観的な価値を内包するパーソンとしてではなく、まさに「私」では決してあり得ない「他者」、私が究極的には知ることができずそれ故に私が真に思いやるべき「他者」とみなすことを要求するのである。また、ある他者の、「私」に対する現われ方と、別の誰かに対する現われ方がすべての諸点において根本的に異なり得るという点で、私-他者の関係性は根本的な「代替不可能性」を持つ。これは、あるときあるものが私にとって他者であるという、代替不可能で、個別的な一回性の事実、倫理を基礎付けるということの意味しているのである。このような立場をとるとき、どんなに上手に理論構築してもそのぎりぎりのところでは客観妥当性は排除されてしまうことにまるのである。

以上様々な理論学者の意見を挙げてきたが、これが正しいと絶対的に言えるものはもちろんない。特に、トゥーリーの“胎児はいうまでもなく、生まれたばかりの嬰兒も自己意識を持っていないからパーソンではないと考える”という意見には非常に驚かされた。しかしトゥーリーのその考えが従来の人工妊娠中絶に対する考え方に大きな影響を与えたのは事実である。

3. 別の見方から-葛藤論-

現代の生殖技術(人工妊娠中絶等)は胎児に介入しているだけでなく「女性」の身体にも介入している。その女性という見方から中絶について考えるとする立場をここでは紹介しようと思う。葛藤論というのがそれにあたり、葛藤論とは、女性の自己決定権さえ認めれば(胎児は母体の一部であると考えられるから)堕胎が正当化されるとする立場も、胎児の生命権さえ認めれば堕胎の一般的禁止が正当化されるとする立場もともに斥せ、堕胎の道德性の問題を、女性の自己決定権と胎児の生命権との間の「道德的葛藤」として捉えるところにある。女性の自己決定権が胎児の生命権によって限界づけられる可能性も承認している。胎児の生命権の限界により堕胎が正当化されるのは具体的にどのような場合かと尋ねられれば、それは解を出し難いが、少なくとも母体の生命権と強姦は正当化理由になるだろう。しかし、男女の産み分けやダウン症(生まれてくる子の不幸?)だと分かった時点での選択的堕胎は、女性の自己決定権によっても正当化できないのではないか。葛藤論と線引き論との決定的な違いは、“線引き論”は「線引き」をもって問題の解決をはかろうとする。つまり、胎児の発達段階が「線」の外側にあるか内側にあるかで堕胎の可否を決

定するということであり、いったん「線」の内側に入った胎児に対しては堕胎はもはや正当化不可能であるという前提の下に、人間の発生過程を堕胎が自由な段階と堕胎不能な段階とに道徳的に二分割しようとするのである。これに対し葛藤論とは、堕胎の判断基準としての線引きを否定し、線の内側の存在者の間の権利衝突にこそ解明されるべき問題の本質を見るのである。つまり、線の内側にいる胎児の生命権が私たちの配慮を正当に要求はできるが独占はできないという権利である。堕胎の正当化可能性にとって決定的な問題は、線引き論にとっては“いつ”であるが、葛藤論にとっては“なぜ”である。堕胎の時期ではなく、堕胎の理由が胎児生命権を制約するだけの道徳的責任を十分にもった上で考慮されているか否かが、葛藤論にとって本質的意義を持つのである。人間の発生過程を道徳的に二分割する線引きを否定する葛藤論も発生過程の起点で線を引いているのはその通りだが、それは線引き論の分割線と異なった意味をもつのである。葛藤論の起点線は堕胎をめぐる道徳的葛藤問題が成立する起点を同定するものであり、線引きの後に「なぜ」という様々な堕胎理由の正当性吟味の問題が提起される。これに対し線引き論の分割線は問題を裁断するものであり、「いつ」がそれによって指定された後は、堕胎理由の吟味なしに堕胎の可否が決定されてしまう。葛藤論の起点線が人間の道徳生活の複雑性と多義性を認知し包摂する線であるのに対し、線引き論の分割線はかかる複雑性と多義性を排除する線である。したがって、葛藤論の起点線は発生過程の起点に移された線引き論の分割線ではない。「胎児の殺害を正当化するためには論拠が必要である」と葛藤論が主張するのは、胎児が人間、すなわち、私たちとの間に道徳的葛藤を生じさせる生命権の主体であることを前提とするからである。

4. おわりに

生命がいつから始まるか(胎児はいつからパーソンと呼べるようになるのか)という問題をめぐって、科学的にはどうか、価値判断ではどうかと、多くの押し問答が続いてきた。人それぞれ考え方というのは本当に違っているが、それぞれの考え方について納得いかないわけでもない。しかし私はトゥーリーの意見を支持しようとは思わない。私は生命は受精した瞬間から始まると考えたいが、それでもなお、望まない出産を母親に強制するよりは、産まれる前の子を殺すことを選択できる制度を支持する。以前では、中絶が許されない国々では、自国での中絶が不可能だから、別の国へ行って中絶手術を受けたりした。お金持ちの人はそういうことができたが、貧しい人は外国へ行く余裕なんかなかった。そのため“やみ堕胎”が多発し、きちんとした手術でなかったため、母親を死に追いやることも珍しいことではなかった。現在ではほとんど全ての国(地域)で中絶が認められているが中絶制度は“やみ堕胎”をなくすためにも必要だと思う。現在ではその中絶可能範囲について実に多様な意見が繰り広げられていて、法律で中絶可能とされる範囲は科学的基準によって決められているが、では、道徳的にみても、科学的基準と同じというふうにはいかない。道徳の見方からの線引きについてはそもそもなぜ、線を引かなければならないのか。そもそも線引きが可能であるのかという疑問が頭の中によぎる。線引きについて胎児の発生過程のどこかに線を引くものは、自らに課された責任の重さを自覚するとともに、線の外側に置かれた存在がいかなる道徳的地位も有していないという断定が、安逸な自己欺瞞への逃避ではないかを常に自問すべきである。また線引き問題が、堕胎の道徳性の問題にとって決定的であるかどうか、線引きの

可能性・不可能性に依存しない仕方では、堕胎問題を考察する可能性がないかどうか検討される必要がある。

どうしても犠牲を出すことが避けられないような現代の社会では、「誰を犠牲にするか」ということはあまり問題にならず、むしろ、「どのように犠牲にするか」ということの方が問題になっているのではない。例えば、ダウン症と判明された新生児の命の選択に迫られた場合がそれに当てはまる。新生児の生命を選び取るのは、古くは「間引き」として行われていた。今日では「間引き」は刑法で禁じられているが、一方で新生児医療の発達で、手術を施しても延命効果がほとんどない新生児や、延命できても将来重い障害を残すと推測される新生児に、積極的な治療を行うべきか否か、という問題を新たに提起している。新生児本人の利益を第一に考えているものの、その時点で判断した結果が果たしてそれでよかったかどうかということは後々になってみないことには分からない。仮にある瞬間の経験をその時点で好ましいと思ったとしても、後になってその瞬間が嫌悪の対象になることもあるし、逆にその時点では嫌悪の対象でしかない経験も、後から振り返ると好ましく思えることもある。したがって、一生を通じた最終的な差し引きは瞬間的だけによって判断することはできない。障害をもった新生児(新生児だけに限られないが)の不幸平な生存闘争を避けるためには、公平な“犠牲者を決めるくじ引き”をはじめなければならない。(例えば、一人の障害者、十人の老人、二十人の子供、百人の健全な若者のなかでの公平なくじ引き)それは自分だけの生き残りを図るような血みどろの世界ではなく、同意に基づき礼を尽くして犠牲が払われる世界である。“公平な犠牲者を決めるくじ引き”について英国の哲学者ジョン・ハリスの論文(Harris, 1975)の中で「サバイバル・ロッタリー」という語が用いられている。ハリスはまた、臓器不足を解消するために全国民の中からくじ引きで臓器提供者を選び出すという空想的な制度を創案し、これに倫理的な検討を加えているのである。医療の発達にともない私たちの考え方も以前と随分と変わってきたのではないか。これからの人々の考え方というものが中絶の意義までもを変えてしまうだろう。

＝参考文献＝

森岡正博, 1987, 「パーソン論の射程－生命倫理学と人格概念－」, 日本倫理学会編,

『倫理学年報』, 第36集, 209-237.

立岩真也, 1997, 「線引き問題という問題」, 『私的所有論』, 頸草書房:173-214.

土屋貴志, 1995, 「生まれてこなかった方がよかったいのちとは」, 『つくられる生殖神話 一生
殖技術・家族・生命－』, サイエンスハウス

Roger Rosenblatt, 1992, くぼたのぞみ訳, 『中絶－生命をどう考えるか』, 晶文社

江原由美子編, 1996, 『生殖技術とジェンダー』, 頸草書房

エスノメソロジーとその周辺

—平成9年度徳島大学総合科学部榎田ゼミナール ゼミ論集—

1998年3月3日発行

編集・発行 徳島大学総合科学部 榎田 美雄

〒770-8502

徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地

☎ (0886)-56-9308 (榎田研究室)